

---

# ダイナースクラブ ロイヤルプレミアムカード特約

---

## 第1条（会員規約の適用）

1. 本特約で特に定義されていない用語は、その他特段の定めがない限りダイナースクラブカード/TRUST CLUBカード会員規約（以下「会員規約」という）の語句の用語の意味と同様とします。
2. 本特約に定めのない事項については、会員規約を準用するものとし、会員規約上の「カード」をダイナースクラブ ロイヤルプレミアムカード（以下「ロイヤルプレミアムカード」という）と読み替えるものとします。
3. 本特約と会員規約の内容が相違する場合には、本特約が優先して適用されるものとします。

## 第2条（ロイヤルプレミアムカード 初年度手数料）

1. 本会員は、ロイヤルプレミアムカードの発行にあたっては、当社に対し、当社がご利用代金明細書で通知した期日に、会員規約第8条第2項に定めると同様の支払方法にて、所定のロイヤルプレミアムカード 初年度手数料（以下「初年度手数料」という）を支払うものとします。
2. ロイヤルプレミアムカード会員は、当社所定の初年度手数料を支払うものとし、初年度手数料は当社が別途定めるものとします。
3. 支払済の初年度手数料は、退会の申し出がなされた場合、会員資格が取り消された場合、カード券種が変更された場合、その他理由の如何を問わず原則として返還しないものとします。
4. また、カード利用の停止（付帯サービスの提供の停止を含む）がなされた場合であっても、これを理由として初年度手数料の支払いを拒むことができないものとします。
5. ロイヤルプレミアムカード会員が退会もしくはカード券種の変更により、ロイヤルプレミアムカードの会員でなくなった後、再度ロイヤルプレミアムカードに入会する場合には、改めて所定の初年度手数料を支払うものとします。

## 第3条（シリアルナンバー）

1. ロイヤルプレミアムカード会員には、カード番号とは別にシリアルナンバーが付番されます。番号は本会員・家族会員で同一です。
2. シリアルナンバーは、当社が指定した番号を付番します。会員の希望等により番号を指定、もしくは変更を承ることはできません。
3. シリアルナンバーは、当社がロイヤルプレミアムカード会員の情報として管理するのみであり、加盟店でのショッピング等の利用、その他当社または当社が提携する業務委託先が提供するカード付帯サービスおよび特典を利用する際に利用できるものではありません。

#### 第4条（ロイヤルプレミアムカード会員資格の取消）

1. 会員が会員規約第16条第1項各号のいずれかに該当した、もしくは該当するおそれがあると当社が認めた場合には、当社は、何らの通知、催告を要せずして、ロイヤルプレミアムカード会員資格を取り消すことができるものとします。
2. 会員の行為または会員に関する事実が、ロイヤルプレミアムカードの品位もしくは価値を著しく損なうものである、もしくは損なうおそれがあると当社が認めた場合には、当社は、何らの通知、催告を要せずして、ロイヤルプレミアムカード会員資格を取り消すことができるものとします。
3. 本条第1項または第2項によりロイヤルプレミアムカード会員資格を取り消された会員は、当社が特に認めた場合を除き、将来にわたってロイヤルプレミアムカードへの入会の招待を受けることができないものとします。
4. 本条第1項または第2項によりロイヤルプレミアムカード会員資格を取り消された場合、これによって会員にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当社は一切責任を負わないものとします。

#### 第5条（特約の改定）

当社は、社会情勢・経済状況の変動もしくは法令の改廃に対応するため、または当社の業務もしくはシステムを変更するため、その他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、あらかじめ、本特約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を当社ウェブサイト公表する方法その他の相当な方法によって会員に周知することにより、本特約を変更することができます。

（2026年9月1日改定）